

実務経験証明書

（ **金城かつお** ）は、遊漁船業に関し、下記のとおり一年以上の実務経験を有することに相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇日

証明者 **金城 かつお**
電話番号 **098-866-2300**

使用者である遊漁船業者の氏名又は名称 (遊漁船業者の登録番号)	業務の形態 (船釣り、瀬渡し等)	業務を実施した海面等	実務経験の期間
金城かつお (沖縄777)	船釣り 瀬渡し	〇〇沖	令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日まで
合計期間			満〇年〇ヵ月〇日

備考

- この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に基づく海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し及び第14条第1項第3号に基づく修了証明書の写しを添付すること。

実務研修証明書

(うるま たみお) は、遊漁船業に関し、下記のとおり 30 日以上の実務研修を修了したことに相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇日

証明者 金城 かつお
電話番号 098-866-2300

実務研修を指導した遊漁船業務主任者の氏名 (遊漁船業務主任者を選任した遊漁船業者名及び登録番号)	業務の形態 (船釣り、瀬渡し等)	実務研修を実施した海面等	実務研修を実施した期間 (1日につき5時間以上)
金城 かつお (金城 かつお 沖縄 777)	船釣り	〇〇沖	令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日まで
金城 かつお (金城 かつお 沖縄 777)	瀬渡し	〇〇沖	令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日まで
()			令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
合計期間			満〇日

備考

- この証明書は、被証明者 1 人について、証明者別に作成すること。
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (昭和 26 年法律第 149 号) に基づく海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し及び第 14 条第 1 項第 3 号に基づく修了証明書の写しを添付すること。
- 実務研修の実施基準は別途農林水産大臣が定める。